

資料75 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況
(令和3年度末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破砕機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙 訓	向 日 市			6			6	2			
	長 岡 京 市			7	1		8	2			
	大 山 崎 町				1		1	1			
	小 計			13	2		15	5			
山 城 北	宇 治 市	2	45	16	6	69	4				
	城 陽 市	7	20			27	7				
	久 御 山 町										
	八 幡 市	1				1	1				
	京 田 辺 市	3				3	2				
	井 手 町		1			1	1				
	小 計	13	66	16	6	101	15				
山 城 南	木 津 川 市										
	笠 置 町										
	和 東 町		13	1		14	1				
	精 華 町		4			4	1				
	小 計		17	1		18	2				
南 丹	亀 岡 市	3	64	30	25	122	8				
	南 丹 市	1	12	1	1	15	3				
	京 丹 波 町		12	2	3	17	1				
	小 計	4	88	33	29	154	12				
中 丹 西	福 知 山 市	18	37	19	7	81	13				
	小 計	18	37	19	7	81	13				
中 丹 東	舞 鶴 市	29	45	15	10	99	12				
	綾 部 市	2				2	2				
	小 計	31	45	15	10	101	14				
丹 後	宮 津 市	11	93	1		105	4				
	京 丹 後 市	4	2	2		8	2				
	伊 根 町										
	与 謝 野 町				1	1	1				
	小 計	15	95	3	1	114	7				
計			81	361	89	53	584	68			
京 都 市			12	44	19	17	92	20			
合 計			93	405	108	70	676	88			

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。